

# 青森県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 民間人材ビジネス事業者登録要領

## 第1 目的

青森県プロフェッショナル人材戦略拠点において、民間人材ビジネス事業者と求人ニーズの紹介や掘り起こし等で連携し、県外のプロフェッショナル人材の活用による新分野進出や新商品開発、製造現場の生産性向上など、県内企業の経営革新の実現を促すことを目的とする。

## 第2 主旨

この要領は、民間人材ビジネス事業者の登録について定めるものとする。

## 第3 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 青森県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業（以下「プロ事業」という。）；プロフェッショナル人材の活用による新分野進出や新商品開発、製造現場の生産性向上など県内企業の経営革新の実現を促すため、一般社団法人青森県工業会が県から受託して実施する事業。
- (2) 青森県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「プロ拠点」という。）；プロ事業を実施するため、一般社団法人青森県工業会に設置した拠点をいう。
- (3) 民間人材ビジネス事業者；職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者で、プロ拠点の登録を受けた事業者をいう。
- (4) プロフェッショナル人材（以下「プロ人材」という。）；新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。

## 第4 登録の方法

プロ事業に参画しようとする有料職業紹介事業者は、別に定める期間までに民間人材ビジネス事業者登録申請書（様式第1号）を次に掲げる書類を添えてプロ拠点に提出し、登録を受けなければならない。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの
- (3) 求職及び求人申込方法など、業務運営が分かるもの
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの
- (5) 個人情報管理に関するもの
- (6) 暴力団排除に関するもの
- (7) 有料職業紹介実績及び今後の取組方針（別紙1）
- (8) その他プロ拠点が必要と認める書類

## 第5 業務の内容等

プロ事業において、民間人材ビジネス事業者が行う業務は次のとおりとする。

- (1) プロ拠点と連携し、県内中小企業が必要とする人材ニーズとプロ人材の紹介・マッチング等を行うこと。
- (2) 関係機関が連携し、プロ事業を効果的に推進するため設置した青森県プロフェッショナル人材戦略協議会に参画でき、各種事業に協力できること。
- (3) プロ人材に関する有料職業紹介の活動状況について、報告対象期間の翌月10日までに有料職業紹介活動状況報告書（様式第2号）によりプロ拠点に報告すること。
- (4) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合は、新たな許可証の写しを速やかに提出すること。
- (5) 法第32条の7に規定する変更の届出をした場合は、速やかに報告すること。

## 第6 登録の通知

民間人材ビジネス事業者の登録については、プロ拠点が申請内容を審査の上、連携事業者として適当と認めた場合に登録を通知する。

## 第7 登録の有効期間

- (1) 登録の有効期間は、登録した日から当該年度の3月31日までとする。ただし、(2)により終了したときを除き、有効期間満了後も引き続き拠点事業に参画しようとする場合は、登録の更新を受けることができる。
- (2) 登録は、次に掲げるいずれかに該当することとなったときに終了する。
  - ア 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
  - イ 第8の規定により、登録を取消したとき

## 第8 登録の取消

- (1) プロ拠点は次に掲げるいずれかに該当する場合、登録を取消することができる。
  - ア 不正な行為があると認めるとき
  - イ 正当な理由がないのに、第5の業務内容を行わないとき
  - ウ 登録取消の申出があったとき
- (2) (1)の規定により登録を取消した場合に民間人材ビジネス事業者が被った損失については、プロ拠点は損害賠償を行わない。

## 第9 登録内容の変更

有料職業紹介許可に関して、次に掲げる変更事項があったときには、登録内容変更届出書（様式第3号）により速やかに届出をすること。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新をしたとき
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をしたとき

## 第10 協議委員の就任について

民間人材ビジネス事業者は、登録が承認された場合、青森県プロフェッショナル人材戦略協議委員に就任することとする。

## 第 11 指導監督

プロ拠点は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、民間人材ビジネス事業者に対して報告を求めることができるものとする。

## 第 12 その他

この要領に定めるもののほか登録に関し必要な事項は、プロ拠点が別に定める民間人材ビジネス事業者に通知する。

### 附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。